

## 本計画において重点的に推進すべき施策(第1部)

気候変動がもたらす北極海の状態の変化等を受けて、我が国としても、**海上輸送**の確保や**海上交通**の安全確保、**研究・調査**活動の推進、環境の保全、**国際的な連携や協力**の推進等、検討・対応すべき多岐にわたる課題が生じている。このため、今後、これら諸課題について、総合的かつ戦略的な取組を進める。

## 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策(第2部)

- 北極海航路**の活用の可能性について、関係国との協議等を進めるとともに、海運事業者や荷主等と連携し、航路が開く可能性、技術的課題、経済的課題等を検討する。
- 衛星による**海氷観測**データを活用し、**北極海航路**における船舶の航行安全のための海氷速報図作成等に係る利用実証を行う。
- 北極域など、我が国の気候への影響が大きいと考えられる地域や、南大洋を含む南極域等における**観測、調査研究**等を推進する。特に、北極域の**観測、調査研究**等については、近年、地球温暖化に伴う北極海氷の融解によって**北極海航路**の利用に関する世界的な関心が高まっていることなども踏まえて行う。
- 北極海航路**における船舶の航行安全のための海氷速報図作成に係る実証実験等を行うなど、海洋の開発及び利用、海洋の安全の確保、海洋の総合的管理等における衛星情報の新たな利用の可能性と方策について、国内外の衛星インフラの整備状況を踏まえつつ、検討を行う。
- 北極評議会**における我が国のオブザーバー資格承認の実現に向けて、政府一体となって努力する。
- 北極海の海洋と大気の変動が環境に及ぼす影響評価を視野に入れた**海洋観測研究**を推進するため、科学技術協力協定等に基づく**二国間協力**を含め、国内外の関係機関と連携した海洋観測に関する**国際協力**を推進する。

(参考)

## 海洋基本計画のフォローアップの進め方について

平成 27 年 4 月 2 日

海洋基本計画を具体化するため、同計画の実施状況を確認、評価することが重要であることに鑑み、海洋基本計画「第 3 部 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」及び昨年の参与会議意見書「4. 海洋基本計画のフォローアップの方向性」に記載された内容を踏まえ、今般、参与会議として、下記の通り、海洋基本計画のフォローアップの進め方に係る基本事項を確認する。

### 記

1. フォローアップは参与会議において実施する。
2. フォローアップは、海洋基本計画が定める 1 2 の施策について、工程表に基づき、定期的に行う。ただし、参与会議が必要と認める場合、指摘する事項について、適時に行うことを妨げるものではない。
3. 参与会議の下に設置された専門 P T は、担当する事項について、フォローアップを実施し、その結果を参与会議に報告する。
4. 1 2 の施策のうち、専門 P T が担当しない事項については、総合海洋政策本部事務局において、フォローアップのための資料作成を行い、参与会議に報告する。
5. 参与会議は、専門 P T 及び事務局の報告を受け、1 2 の施策全体についてフォローアップを行い、実施状況の評価し総括する。